

第51号議案

亀岡市立学校施設使用条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市立学校施設使用条例（平成16年亀岡市条例第6号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年2月21日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市立学校施設使用条例の一部を改正する条例

亀岡市立学校施設使用条例（平成16年亀岡市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（冷暖房の実施期間）

第12条 冷房及び暖房の実施期間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 冷房期間 6月20日から9月20日まで
- (2) 暖房期間 1月1日から3月31日まで及び12月1日から12月31日まで

別表中

「

小学校：西別院 曾我部 吉川 畑野 千代川 義務教育学校：亀岡川東学園
小学校：東別院 蕨田野 本梅 青野 大井 保津 城西 詳徳 南つつじヶ丘 中学校：育親

」

を

「

小学校：西別院 曾我部 吉川 千代川 義務教育学校：亀岡川東学園
小学校：東別院 蕨田野 大井 保津 城西 詳徳 南つつじヶ丘 義務教育学校：育親学園

」

に改め、同表備考に次のように加える。

- 3 冷暖房設備を使用する場合は、使用料の10割相当額を加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の亀岡市立学校施設使用条例別表の使用料の規定は、施行日以降に使用する施設使用料から適用し、同日前に使用する施設使用料については、なお従前の例による。

亀岡市立学校施設使用条例の一部を
改正する条例案要綱

- 1 育親学園の開校に伴い、使用料の規定を改めること。
- 2 冷暖房の使用に係る使用料を新たに規定すること。
- 3 この条例は、令和6年4月1日から施行すること。